

## 国立大学法人山梨大学非常勤職員給与規程

平成16年	4月	1日	制定
平成16年	10月	28日	改正
平成17年	4月	1日	改正
平成17年	11月	15日	改正
平成18年	3月	22日	改正
平成19年	11月	30日	改正
平成21年	3月	19日	改正
平成21年	5月	28日	改正
平成21年	6月	29日	改正
平成21年	11月	25日	改正
平成22年	1月	20日	改正
平成22年	6月	24日	改正
平成23年	1月	31日	改正
平成23年	3月	28日	改正
平成23年	6月	29日	改正
平成25年	3月	27日	改正
平成26年	9月	29日	改正
平成26年	11月	28日	改正
平成27年	3月	27日	改正
平成28年	1月	27日	改正

### (目的)

**第1条** この規程は、国立大学法人山梨大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤就業規則」という。）第21条の規定に基づき、国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）に所属する非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

**第2条** 非常勤職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 基本給は、俸給（俸給の調整額を含む。）とする。
- (2) 諸手当は、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、研修医手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、医員臨時手当及び研修医臨時手当とする。

### (俸給の調整額)

**第3条** 勤労環境その他の勤務条件が、同じ職務の者に比べて特殊と認められるときは、その特殊性に基づき、俸給の調整額を支給することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、俸給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### (給与の支給日)

**第4条** 俸給、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、研修医手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、その月の分を翌月の17日に支給する。ただし、支給定日（この項において、毎月17日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に、支給定日が月曜日かつ国民の祝日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

- 2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。
- 3 医員臨時手当は、6月30日及び12月10日に、研修医臨時手当は、9月17日及び3月17日に支給する。ただし、支給定日（この項において、6月30日、9月17日、12月10日及び

3月17日を「支給定日」という。)が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に、支給定日が月曜日かつ国民の祝日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

4 その他給与の支払いに関し必要な事項は、別に定める「俸給等の支払に関する規則」を準用して支払うものとする。

(俸給の決定)

**第5条** 非常勤職員の受ける俸給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務内容に基づき、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、非常勤職員就業規則第2条第2項各号に定める区分に応じ、非常勤職員俸給表に定める額で支給する。

2 非常勤職員俸給表に定める職務の内容及び資格等については、別に定める。

(初任給)

**第6条** 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の非常勤職員との均衡を考慮して、非常勤就業規則第2条第2項各号に定める区分に応じて、別に定めるところにより決定する。

(住居手当)

**第7条** 住居手当は、非常勤就業規則第2条第2項各号に定める非常勤職員のうち1日の勤務時間数が常勤職員と同じであって、かつ週4日以上勤務することとされている者に対し、国立大学法人山梨大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)第12条の規定を準用し、予算の範囲において支給する。

(通勤手当)

**第8条** 通勤手当は、非常勤就業規則第2条第2項各号に定める非常勤職員に、給与規程第15条の規定を準用し、予算の範囲において支給する。

(特殊勤務手当)

**第9条** 特殊勤務手当は、非常勤就業規則第2条第2項に定める非常勤職員に職員給与規程第19条の規定を準用し、同条第1項第1号、第2号、第8号、第9号、第10号、第12号及び第13号について支給する。

2 前項にかかわらず、研修医が2次救急医療における救急診療に従事したときは、特殊勤務手当支給規則第9条に基づき救急診療を支援する常勤の医師に支給される額を超えない範囲内において、学長が別に定める額を支給することができる。

(研修医手当)

**第9条の2** 研修医手当は、研修医及び臨床研修修了後1年未満で医学部附属病院の歯科医師臨床研修プログラムを履修し、かつ、週5日の勤務とされている歯科医師が研修に専念させる環境を確保するため、次項に定める額を支給する。ただし、1月の勤務が10日に満たない場合はその半額とし、1月の全日数にわたって勤務しなかった場合は支給しない。

2 研修医手当は月額100,000円とする。

3 その他、この手当の実施に必要な事項は、学長が別に定める。

(超過勤務手当)

**第10条** 非常勤就業規則第2条第2項に定める非常勤職員で、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた者には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した非常勤職員

に休日給が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125 (ただし、非常勤就業規則第2条第2項第2号又は第3号に定める非常勤職員にあっては、当該週の総勤務時間数が40時間を超えない勤務に対しては、100分の100)

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

(休日給)

**第11条** 非常勤就業規則第2条第2項に定める非常勤職員で、休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた者には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)等で学長が定める日において勤務した非常勤職員についても同様とする。

2 前項において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日及び日曜日を勤務を要しない日と定められている非常勤職員にあっては、当該休日が勤務を要しない日にあたる時は、学長が定める日)をいう。

(夜勤手当)

**第12条** 非常勤就業規則第2条第2項に定める非常勤職員で、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた者には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額)

**第13条** 第10条から第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、非常勤職員就業規則第2条第2項第1号に定める職員にあっては日給額を1日当たりの勤務時間数で除して得た額とし、同項第2号及び第3号に定める職員にあっては、時間給額とする。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤就業規則第2条第2項第1号に定める非常勤職員の第10条から第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、放射線取扱手当及又は分娩手当が支給されることとなる業務又は作業に該当する場合は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 放射線取扱手当 当該手当の額を日給額に加算した額を1日当たりの勤務時間数で除して得た額

(2) 分娩手当 当該手当の額を1月平均所定勤務時間数で除した額を前項の規定による額に加算した額

(宿日直手当)

**第14条** 非常勤就業規則第2条第2項1号に定める非常勤職員で、宿日直勤務を命ぜられた者には、諸手当表に定める金額の宿日直手当を支給する。

2 前項の勤務は第9条から第12条までの勤務には含まれないものとする。

(期末手当)

**第15条** 期末手当は、非常勤就業規則第2条第2項1号に定める非常勤職員であって、6月1日及び12月1日(以下この条から第15条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者非常勤職員に対し、予算の範囲内においてそれぞれ基準日の属する月の第4条第2項に定める支給日(次条及び第15条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、死亡し、又は解雇された者(別に定める者を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得

た額とする。

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 6箇月        | 100分の100 |
| (2) 5箇月以上6箇月未満 | 100分の80  |
| (3) 3箇月以上5箇月未満 | 100分の60  |
| (4) 3箇月未満      | 100分の30  |

- 3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは死亡し、又は解雇された職員にあっては、退職し、若しくは死亡し、又は解雇された日現在)において職員が受けるべき俸給の月額とする。
- 4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、学長が定める。

**第15条の2** 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該支給日の前日までの間に非常勤職員就業規則第49条の規定により懲戒解雇となった職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に非常勤職員就業規則第10条2項及び第12条1項2号又は3号の規定により解雇となった職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

**第15条の3** 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、国立大学法人山梨大学職員懲戒規程第6条に規定する文書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
  - 5 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
  - 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、学長が定める。

(勤勉手当)

- 第16条** 勤勉手当は、非常勤就業規則第2条第2項1号に定める非常勤職員であつて、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対し、予算の範囲内において基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、死亡し、又は解雇された者(別に定める者を除く。)についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、学長が定める割合を乗じて得た額とする。
  - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額とする。
  - 4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第15条の2中「前条第1項」とあるのは「第16条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第16条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する第3条第2項に定める支給定日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(医員臨時手当及び研修医臨時手当)

- 第17条** 医員臨時手当は、人材を円滑に確保するため、医員(臨床研修修了後1年未満の歯科医師である者を除く。)に対し、基準月(6月及び12月をいう。)を含む前6か月の在職月数(在職した日が1日以上ある暦月を1月として算出した月数とする。第2項において同じ。)に応じ、1月当たり7万円を超えない額を、第4条第3項に定める支給定日に支給する。
- 2 研修医臨時手当は、人材を円滑に確保するため、研修医及び臨床研修修了後1年未満の歯科医師である医員に対し、基準月(9月及び3月をいう。)を含む前6か月の在職月数に応じ、1月当たり4万円を超えない額を、第4条第3項に定める支給定日に支給する。
  - 3 前2項の実施に必要な事項は、学長が別に定める。

(育児休業等の給与)

- 第18条** 国立大学法人山梨大学非常勤職員等の育児・介護休業等に関する規程(以下「非常勤職員等育児・介護休業等規程」という。)により育児休業等をする非常勤職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 非常勤職員等育児・介護休業等規程第4条の規定により育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
  - (2) 非常勤職員等育児・介護休業等規程第13条の2の規定により育児短時間勤務をしている時間については、その勤務しない時間について給与を支給しない。
  - (3) 非常勤職員等育児・介護休業等規程第14条第1項第1号の規定により育児時間の措置の適用を受けて時間については、その勤務しない時間について給与を支給しない。

(介護休業等の給与)

**第19条** 非常勤職員等育児・介護休業等規程により介護休業等をする非常勤職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 非常勤職員等育児・介護休業等規程第15条の規定により介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 非常勤職員等育児・介護休業等規程第23条第1項第1号の規定により介護部分休業をしている時間については、その勤務しない時間について給与を支給しない。

(休日の給与の特例)

**第19条の2** 甲府事業場に週5日勤務する非常勤職員において、非常勤職員就業規則第37条第5号による休日の期間については、その勤務しない時間分の給与を支給する。

(給与の減額)

**第20条** 非常勤職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があつた場合を除き、その勤務しない時間分の給与は支給しない。

(適用除外)

**第20条の2** 第7条、第8条及び第14条から第16条の規定は、2か月以内の期間を定めて雇用する非常勤職員には適用しない。ただし、学長が必要と認める場合はこの限りでない。

(その他)

**第21条** この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

- 2 特別の事情によりこの規程のよることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。  
(平成21年6月に支給する期末手当における読替)
- 2 平成21年6月に支給する期末手当にあつては、第15条第2項中の「100分の140」を「100分の125」に読み替えるものとする。

**附 則** (平成16年10月28日)

- 1 この規程は、平成16年10月29日から施行する。
- 2 平成16年10月29日(「旧基準日」という。)に在職し、かつ、平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間及び平成17年11月1日から平成18年3月31日までの間(以下「寒冷地手当支給期間」という。)に在勤する非常勤職員就業規則第2条第2項第1号に定める非常勤職員(退職、異動等により寒冷地手当支給期間の一部のみ在勤する者も含む。)には、第2条の規定にかかわらず別に定めるところにより寒冷地手当を支給する。
- 3 前項による寒冷地手当の支給は、第4条第1項に定める俸給の支給方法に準ずるものとする。

**附 則** (平成17年4月1日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年11月15日)

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日の属する月の翌月の初日(決定の日が初日であるときは、その日)から施

行する。

(非常勤職員俸給表の改訂及びその適用)

- 2 第5条第2項に基づき別に定められている非常勤職員俸給表については、前項に定める施行日以降に採用される非常勤職員の俸給に適用するものとして、職員給与規程に定める常勤職員の俸給月額等を計算の基礎に用い、これを改訂するものとする。ただし、平成17年12月に第15条に規定する期末手当の支給を受ける者については、施行日において改訂後の非常勤職員俸給表に基づく日給額を適用するものとする。

(平成17年12月に支給する勤勉手当における読替)

- 3 平成17年12月に支給する勤勉手当においては、第16条第2項中の「72.5」を「71.5」に読み替えるものとする。

**附 則** (平成18年3月22日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
(俸給の単価の切り下げに伴う経過措置)
- 2 平成18年3月31日(以下「施行日の前日」という。)に在職していた非常勤職員が引き続き雇用更新された場合における俸給の決定については、平成20年3月31日までの間、施行日の前日に適用されていた俸給の単価額を下回らない額に決定することができるものとする。

**附 則** (平成19年11月30日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第16条に係る改正については第3項による読替えを行った上で、平成19年12月1日から施行する。  
(非常勤職員俸給表の改訂)
- 2 第5条第2項に基づき別に定められる非常勤職員俸給表については、職員給与規程に定める常勤職員の俸給月額等を計算の基礎に用い、これを改訂するものとする。  
(平成19年12月に支給する勤勉手当における読替)
- 3 平成19年12月に支給する勤勉手当においては、第16条第2項中の「72」を「74.5」に読み替えるものとする。

**附 則** (平成21年3月18日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年5月28日)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

**附 則** (平成21年6月29日)

この規程は、平成21年6月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

**附 則** (平成21年11月25日)

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

**附 則** (平成22年1月20日改正)

この規程は、平成22年1月20日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成22年6月24日）

この規程は、平成22年6月24日から施行する。

附 則（平成23年1年31日）

（施行期日）

- 1 この規程は、第15条に係る改正を除き、平成23年2月1日から施行し、第17条第1号および同第2号に適用する在職期間の計算については、平成22年4月1日から適用する。また、第15条に係る改正については、平成23年3月1日から施行する。

（医員臨時手当の導入年度における特例措置）

- 2 平成22年度における医員臨時手当の支給については、第4条第3項中「6月17日及び12月17日」とあるのは「3月17日」と、第17条第1項中「基準月（6月及び12月をいう。）を含む前6か月」とあるのは「基準月（12月をいう。）を含む前9か月」と、それぞれ読み替えて適用する。

（研修医臨時手当の導入年度における特例措置）

- 3 平成22年度における研修医臨時手当の支給については、第4条第3項中「9月17日及び3月17日」とあるのは「3月17日」と、第17条第2項中「基準月（9月及び3月をいう。）を含む前6か月」とあるのは基準月（3月をいう。）を含む前12か月」と、それぞれ読み替えて適用する。

附 則（平成23年3月28日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月29日）

この規程は、平成23年6月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月27日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月29日）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。

（非常勤職員俸給表の改訂及びその適用）

- 2 第5条第2項に基づき別に定められている非常勤職員俸給表については、非常勤就業規則第2条第2項第1号に定める非常勤職員には改定後の非常勤職員俸給表を適用し、それ以外の非常勤職員については、改定前の非常勤職員俸給表を平成27年3月31日まで適用するものとする。

附 則（平成27年3月27日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月27日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年1月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(非常勤職員俸給表の改訂及びその適用)

- 2 非常勤就業規則第2条第2項第2号及び第3号に定める非常勤職員については、前項の規定に関わらず、平成28年4月1日から適用する。